

# 令和5年 1月 定例教育委員会

日時 令和5年1月31日(火)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

## 次 第

- 行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 2

### 【審議事項】

- (1) 議案第1号 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について  
[生涯学習・スポーツ課] P. 4

### 【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
[学校教育課] 当日配布
- (2) 令和5年度鳥取市一般会計当初予算について [各課] 当日配布
- (3) 令和4年度鳥取市一般会計補正予算(2月補正)について [各課] 当日配布
- (4) 来年度(令和5年度)の鳥取市グローバル人材育成事業について [教育総務課] P. 15
- (5) 気高地域学校統合に関する関係者会議の結果と教育委員会の方針(案)について [教育総務課] P. 16
- ※説明・協議事項は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

### 【報告事項】

- (1) 令和5年鳥取市はたちのつどい実施状況について [生涯学習・スポーツ課] P. 20
- (2) 学校・児童クラブ等における新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] 当日配布

### 【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
- [2月] 令和5年2月27日(月)13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- [3月] 令和5年3月27日(月)13:30～鳥取市役所本庁舎7階 第2委員会室

① 行事報告（12月28日～1月31日）

12月	29	(木)		
	30	(金)		
	31	(土)		
1月	1	(日)		
	2	(月)		
	3	(火)	はたちのつどい	とりぎん文化会館
			展示館のお年玉！（～1/9まで）	青谷上寺地遺跡展示館
	4	(水)	プラネタリウム投影「見えない宇宙に挑む」 ～2月19日（日）	さじアストロパーク
	5	(木)		
	6	(金)	民俗行事『七草がゆと鳥追い』	河原歴史民俗資料館
	7	(土)	新春わくわく福BOOK（～9日）	気高図書館
	8	(日)		
	9	(月)	親子で学ぼう おかねのはなし	中央図書館
	10	(火)		
	11	(水)		
	12	(木)		
	13	(金)		
	14	(土)	新春囲碁大会	河原町コミュニティセンター
	15	(日)		
	16	(月)		
	17	(火)		
	18	(水)		
	19	(木)	もちっこおはなし会	用瀬図書館
	20	(金)		
	21	(土)		
	22	(日)	第29回旧正月万葉茶会	因幡万葉歴史館
			おうちだにアカデミー「100年前の鳥取 大正12年（1923）の出来事」	鳥取市歴史博物館
	23	(月)		
	24	(火)		
	25	(水)		
	26	(木)		
	27	(金)	市町村（学校組合）教育委員等研修会	倉吉市
	28	(土)		
	29	(日)		
30	(月)			
31	(火)	1月定例教育委員会	市役所本庁舎7階第2委員会室	

② 行事予定（2月1日～2月27日）

2月	1	(水)		
	2	(木)	第2回鳥取市不登校対策専門委員会	鳥取市総合教育センター
	3	(金)		
	4	(土)	世界の女性の写真展（2/4～2/17）	河原町コミュニティセンター
			第28回 雪まつり（4日、5日、11日、12日）	さじアストロパーク
	5	(日)		
	6	(月)	第2回鳥取市いじめ防止対策推進委員会	鳥取市総合教育センター
	7	(火)		
	8	(水)	用瀬町みすみ大学閉講式	用瀬町総合支所
			編んでみよう「恋びな」	用瀬図書館
			鳥取大学講義「ジオパーク」	さじアストロパーク
	9	(木)		
	10	(金)	河原町女性セミナー 第5回講座及び閉講式	河原町コミュニティセンター
	11	(土)		
	12	(日)	令和4年度鳥取市スポーツ表彰式	さざんか会館
	13	(月)	蔵書点検（中央図書館・17日まで）	中央図書館
	14	(火)		
	15	(水)	雑誌の古本市（2/15～2/21）	河原町コミュニティセンター
	16	(木)		
	17	(金)	用瀬町成人学級	用瀬町民会館
	18	(土)		
	19	(日)	用瀬町民卓球大会	千代南中学校
	20	(月)	声に出してことばを楽しもう	気高図書館
	21	(火)		
	22	(水)	プラネタリウム新番組「宇宙の疑問にズバリお答え」（～6月18日）	さじアストロパーク
	23	(木)		
	24	(金)		
	25	(土)	宇宙ふしぎ探検「冬の星座を観察しよう」※会場－鳥取市こども科学館	さじアストロパーク
	26	(日)		
	27	(月)	2月定例教育委員会	市役所本庁舎6階第4会議室

定例教育委員会資料	
年月日	令和5年1月31日(火)
担当課	生涯学習・スポーツ課
連絡先	30-8425(内7850)

## 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について 【鳥取市民体育館の附属設備利用料金の改定】

### 1 経 緯

市民体育館再整備は、平成29年度に鳥取市民体育館再整備基本構想を策定して以降、PFI方式を用いて設計・建設・管理運営(15年間)を一括して委託することにより進めてまいりました。

事業者の募集及び選定にあたっては、「鳥取市民体育館再整備事業実施方針」及び「要求水準書」等を公開し、令和元年12月にプロポーザルによる公募を行ったうえで、「鳥取市民体育館再整備業務企画提案選定委員会」において、優先交渉権者を決定し、令和2年2月定例市議会での議決を受け事業契約の締結に至っております。

市民体育館の利用料金については、要求水準書で市が提示を行った「利用料金の考え方」に基づいて、事業者から提案のあった利用料金を基に定めるものです。

### 2 利用料金の設定について

本規則改正における附属設備の利用料金設定については、事業者が提案した料金表を基に設定を行っています。

### 4 具体的な利用料金について

#### (1) 練習利用等における利用料金

旧市民体育館(以下、旧体育館という。)においては、スポーツ大会等による利用のほか、スポーツ練習等の利用が多く、半面から6分の1面の利用が多かったことから新市民体育館(以下、新体育館という。)においても同様の利用があると考えています。

《バドミントンにおける利用料金の例》

《練習(6分の1面利用) ※利用時間 午前9時～午前11時の利用》

【新体育館】				【旧体育館】			
区分	単価	時間数	小計	区分	単価	時間数	小計
施設利用料	200円	2時間	400円	施設利用料	90円	2時間	180円
照明利用料	80円	2時間	160円	照明利用料	27円×4灯	2時間	216円
器具利用料	100円×2対	-	200円	器具利用料	110円×2対	-	220円
合計			760円	合計			610円

※4人で利用した場合 **190円/人**

**153円/人**

《練習(3分の1面利用) ※利用時間 午後7時～午後9時の利用》

【新体育館】				【旧体育館】			
区分	単価	時間数	小計	区分	単価	時間数	小計
施設利用料	600円	2時間	1,200円	施設利用料	220円	2時間	440円
照明利用料	160円	2時間	320円	照明利用料	27円×12灯	2時間	648円
器具利用料	100円×4対	-	400円	器具利用料	110円×4対	-	440円
合計			1,920円	合計			1,520円

※8人で利用した場合 **240円/人**

**190円/人**

《練習（半面利用）※利用時間 午後7時～午後9時の利用》

【新体育館】

区分	単価	時間数	小計
施設利用料	900円	2時間	1,800円
照明利用料	250円	2時間	500円
器具利用料	100円×6対	-	600円
合計			2,900円

【旧体育館】

区分	単価	時間数	小計
施設利用料	330円	2時間	660円
照明利用料	27円×32灯	2時間	1,728円
器具利用料	110円×6対	-	660円
合計			3,040円

※12人で利用した場合

242円/人

253円/人

(2) アマチュアスポーツ大会時における利用料金

各スポーツ団体が利用した際における利用料については、施設利用料は増額となりますが、照明器具を更新し減額を図ることが可能となることから利用料全体としては減額となります。また、冷暖房利用料は、他の体育館に比べ安価で使用しやすい設定となっています。

《大会（全面利用）※利用時間 午前9時～午後7時の利用》

【新体育館】

区分	単価	時間数	小計
施設利用料（9～17時）	1,200円	8時間	10,260円
施設利用料（17～18時）	1,800円	1時間	
照明利用料	500円	9時間	4,500円
器具利用料	100円×12組	-	3,600円
冷暖房利用料	360円	8時間	2,880円
	540円	1時間	540円
合計			21,780円

【旧体育館】

区分	単価	時間数	小計
施設利用料（9～12時）	540円	3時間	4,752円
施設利用料（12～17時）	600円	5時間	
施設利用料（17～18時）	660円	1時間	
照明利用料	27円×64灯	9時間	15,552円
器具利用料	110円×12組	-	3,960円
冷暖房利用料	-	-	-
合計			24,260円

## 鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

### 1 改正の目的

鳥取市民体育館再整備事業に伴い、条例施行規則の一部を改正することを目的とします。

### 2 改正の内容

- (1) 鳥取市民体育館の附属設備料金等利用料金として附属設備、冷暖房設備及び照明設備の利用料金を設定します。(別表第1項関係)

### 3 施行期日等

- (1) この規則は、令和5年6月1日から施行することとします。
- (2) 所要の経過措置を設けます。

## 議案第 1 号

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 月 3 1 日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 4 8 年鳥取市教育委員会規則第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 項を次のように改める。

### 1 条例別表第 1 項第 1 号から第 2 号までの表に規定する附属設備等利用料金

#### (1) 附属設備

区分	単位	金額(1回につき)
バスケットボール用具	1 対	1, 0 0 0 円
バレーボール用具	1 組	3 0 0 円
テニス用具	1 組	3 0 0 円
フットサル用具	1 対	3 0 0 円
バドミントン用具	1 対	1 0 0 円
卓球用具	1 対	1 0 0 円
電气得点板	1 組	2, 0 0 0 円

組立てステージ	1台	100円
フローシート	1枚	100円
トランポリン	1台	1,000円
長机	1台	50円
折り畳み椅子	1脚	20円
新体操用マット	1組	1,000円
体操用具	1台	300円
シッティングバレー	1組	300円
ポータブルアンプ	1式	100円
バスケットオフィシャルセット	1式	1,000円
吊り下げ電動バトン	1本	900円
跳び箱	1台	50円
音響設備（放送室）	1式	2,000円
音響設備（会議室）	1式	1,000円
音響設備（移動式）	1組	1,000円
スクリーン・プロジェクターセット（会議室常設）	1式	300円
スクリーン・プロジェクターセット（移動式）	1式	300円
備考 「1回」とは、4時間以内の使用をいう。		

(2) 冷暖房設備

区分	時間		
	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後10時
メインアリーナ	1時間につき 360円	1時間につき 360円	1時間につき 540円
サブアリーナ	1時間につき 150円	1時間につき 180円	1時間につき 240円
研修室	1時間につき 150円	1時間につき 180円	1時間につき 240円

会議室	1時間につき 120円	1時間につき 120円	1時間につき 120円
備考 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。			

(3) 照明設備

区分	単位	金額
メインアリーナ	1時間	500円
サブアリーナ	1時間	250円
フットサル場	1時間	500円
スケートボード場	1時間	500円

別表第2項中「付属設備等」を「附属設備等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備等の利用に係る利用料金について適用する。

提案理由

鳥取市民体育館再整備事業に伴い、鳥取市民体育館の附属設備、冷暖房設備及び照明設備の利用料金を規定するためである。

鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和48年教育委員会規則第10号）新旧対照表

改正後	改正前																								
<p>○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則 昭和48年12月25日 鳥取市教育委員会規則第10号</p> <p>第1条～第16条（略） 附則 （略） （昭和50年教委規則第6号、昭和52年教委規則第8号の改正附則省略） 別表（第8条関係） （本表…全部改正〔令和元年教委規則5号〕）</p> <p><u>1 条例別表第1項第1号から第2号までの表に規定する附属設備等利用料金</u> <u>（1） 附属設備</u></p>	<p>○鳥取市体育館の設置及び管理に関する条例施行規則 昭和48年12月25日 鳥取市教育委員会規則第10号</p> <p>第1条～第16条（略） 附則 （略） （昭和50年教委規則第6号、昭和52年教委規則第8号の改正附則省略） 別表（第8条関係） （本表…全部改正〔令和元年教委規則5号〕）</p> <p><u>1 条例別表第1項第1号から第3号までの表に規定する附属設備等利用料金</u></p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td>1対</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td>1組</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具</td> <td>1組</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額（1回につき）	バスケットボール用具	1対	1,000円	バレーボール用具	1組	300円	テニス用具	1組	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額（1回につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バスケットボール用具</td> <td>1対</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>バレーボール用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>テニス用具</td> <td>1対</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額（1回につき）	バスケットボール用具	1対	1,100円	バレーボール用具	1対	330円	テニス用具	1対	330円
区分	単位	金額（1回につき）																							
バスケットボール用具	1対	1,000円																							
バレーボール用具	1組	300円																							
テニス用具	1組	300円																							
区分	単位	金額（1回につき）																							
バスケットボール用具	1対	1,100円																							
バレーボール用具	1対	330円																							
テニス用具	1対	330円																							

フットサル用具	1組	300円
バドミントン用具	1組	100円
卓球用具	1組	100円
(削除)		
電気得点板	1組	2,000円
組立てステージ	1台	100円
フローシート	1枚	100円
トランポリン	1台	1,000円
長机	1台	50円
折り畳み椅子	1脚	20円
(削除)		
新体操用マット	1組	1,000円
体操用具	1台	300円
シッティングバレー	1組	300円

フットサル用具	1対	330円
バドミントン用具	1対	110円
卓球用具	1対	110円
マット	1枚	50円
柔道畳	1枚	20円
電気得点板	1組	2,200円
組立てステージ	1台	110円
フローシート	1枚	110円
トランポリン	1台	1,100円
長机	1脚	50円
折り畳み椅子	1脚	20円
拡声装置	1式	1,100円
トレーニング器具	1人	110円
選手控室	1室	220円
シャワー室	1人	30円
得点板（電気得点板を除く。）	1対	110円
バウンドテニス用具	1対	160円
バウンスボール用具	1対	110円
ソフトバレーボール用具	1対	110円
新体操用マット	1組	1,100円
(新規)		

<u>ポータブルアンプ</u>	<u>1式</u>	<u>100円</u>
<u>バスケットオフィシャルセット</u>	<u>1式</u>	<u>1,000円</u>
<u>吊り下げ電動ボタン</u>	<u>1本</u>	<u>900円</u>
<u>跳び箱</u>	<u>1台</u>	<u>50円</u>
<u>音響設備（放送室）</u>	<u>1式</u>	<u>2,000円</u>
<u>音響設備（会議室）</u>	<u>1式</u>	<u>1,000円</u>
<u>音響設備（移動式）</u>	<u>1組</u>	<u>1,000円</u>
<u>スクリーン・プロジェクターセ</u>	<u>1式</u>	<u>300円</u>
<u>ット（会議室常設）</u>		
<u>スクリーン・プロジェクターセ</u>	<u>1式</u>	<u>300円</u>
<u>ット（移動式）</u>		
備考 「1回」とは、4時間以内の使用をいう。		

(2) 冷暖房設備

<u>区分</u>	<u>時間</u>		
	<u>午前9時～正午</u>	<u>正午～午後5時</u>	<u>午後5時～午後10時</u>
<u>メインアリーナ</u>	<u>1時間につき</u> <u>360円</u>	<u>1時間につき</u> <u>360円</u>	<u>1時間につき</u> <u>540円</u>
<u>サブアリーナ</u>	<u>1時間につき</u> <u>150円</u>	<u>1時間につき</u> <u>180円</u>	<u>1時間につき</u> <u>240円</u>
<u>研修室</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1時間につき</u>

備考		
1 「1回」とは、4時間以内の使用をいう。		
2 個人ロッカーの利用料金は、1月につき220円とする。		

	<u>150円</u>	<u>180円</u>	<u>240円</u>
会議室	<u>1時間につき</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1時間につき</u>
	<u>120円</u>	<u>120円</u>	<u>120円</u>

備考 この表に定めのない時間に利用する場合の利用料金の額は、午前9時以前に繰り上げて利用する場合は午前9時～正午の利用料金と同額とし、午後10時以降に延長して利用する場合は午後5時～午後10時の利用料金と同額とする。

(3) 照明設備

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>金額</u>
<u>メインアリーナ</u>	<u>1時間</u>	<u>500円</u>
<u>サブアリーナ</u>	<u>1時間</u>	<u>250円</u>
<u>フットサル場</u>	<u>1時間</u>	<u>500円</u>
<u>スケートボード場</u>	<u>1時間</u>	<u>500円</u>

2 条例別表第2項から第8項までの表に規定する附属設備等使用料又は利用料金  
表(略)

様式第1号～第6号  
(略)

2 条例別表第2項から第8項までの表に規定する付属設備等使用料又は利用料金  
表(略)

様式第1号(第4条関係)  
(略)

## ■鳥取市新体育館利用料金(案)

### ■付属設備(案)

区分	単位	在庫数	金額	備考
バスケットボール用具	1対1回につき	2対	1,000円	・ゴール1対
バレーボール用具	1組1回につき	4組	300円	・支柱1対、ネット、アンテナ (メインアリーナ3組、多目的室①1組)
テニス用具	1組1回につき	3組	300円	・支柱1対、ネット
フットサル用具	1組1回につき	2組	300円	・ゴール1対、ネット、重り、屋外1組
バドミントン用具	1組1回につき	13組	100円	・支柱1対、ネット (メインアリーナ12組、多目的室①1組)
卓球用具	1組1回につき	55組	100円	・卓球台1台、ネット
体操器具	1台1回につき	1式	300円	・1種目
シッティングバレー	1組1回につき	3組	300円	・支柱1対、ネット
新体操用マット	1組1回につき	1組	1,000円	・4枚1組
電気得点板	1組1回につき	3組	2,000円	・得点板、操作盤、表示機
トランポリン	1台1回につき	2台	1,000円	(多目的室①2台)
組立てステージ	1台1回につき	12台	100円	
フロアシート	1枚1回につき	111枚	100円	(メインアリーナ95枚、多目的室①16枚)
長机	1台1回につき	30台	50円	
折り畳み椅子	1脚1回につき	250脚	20円	
ポータブルアンプ	1式1回につき	1台	100円	・アンプ、ピンマイク
バスケットオフィシャルセット	1式1回につき	2組	1,000円	・ファール回数表示機、ポゼッション表示機、大響プザー
吊り下げ電動バトン	1本1回につき	1本	900円	
跳び箱	1台1回につき	2台	50円	
音響設備(放送室)	1式1回につき	1式	2,000円	・メインアリーナ放送室
音響設備(会議室)	1式1回につき	1式	1,000円	・会議室1台(ワイヤレスマイク2本、有線マイク1本)
音響設備(移動式)	1組1回につき	2組	1,000円	多目的室①1台、(ワイヤレスマイク2本、スピーカー2台) ・多目的室②1台(ワイヤレスマイク2本、有線マイク1本、スピーカー2台)
スクリーン・プロジェクターセット(会議室常設)	1式1回につき	1台	300円	
スクリーン・プロジェクターセット(移動式)	1式1回につき	1台	300円	
備考				
1. 「1回」とは、4時間以内の使用をいう。				

### ■冷暖房利用料金(案)

【税込】

施設名	単位	時間区分	金額
メインアリーナ(全面)	1時間につき	9:00~12:00	360円
	1時間につき	12:00~17:00	
	1時間につき	17:00~22:00	
サブアリーナ	1時間につき	9:00~12:00	150円
	1時間につき	12:00~17:00	180円
	1時間につき	17:00~22:00	240円
研修室(スタジオ)	1時間につき	9:00~12:00	150円
	1時間につき	12:00~17:00	180円
	1時間につき	17:00~22:00	240円
会議室	1時間につき	9:00~22:00	120円

### ■照明利用料金(案)

【税込】

施設名	単位	時間区分	金額
メインアリーナ全面	1時間につき	全時間	500円
メインアリーナ1/2	1時間につき		250円
メインアリーナ1/3	1時間につき		160円
メインアリーナ1/6	1時間につき		80円
サブアリーナ	1時間につき		250円
多目的広場①(フットサル場)	1時間につき		500円
多目的広場②(スケートボード場)	1時間につき		500円

1月定例教育委員会 資料	
年月日	令和5年1月31日
担当課	教育総務課

## 説明・協議事項（4）

### 来年度（令和5年度）の鳥取市グローバル人材育成事業について

#### 1 はじめに

本市では、「多様な文化・歴史に触れ、人々と交流する機会を提供し、国際感覚の優れた人材を育成」することを目的に、平成28年度から英語圏に、夏休みの5日間程度、中学生（義務教育学校後期課程を含む）を派遣し、現地学校との交流やホームステイ、文化施設等の訪問プログラムを実施しています。帰国後は、派遣報告会等により、研修成果を各校に周知するなどして、参加希望者は年々増加傾向にありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度から本事業はやむなく中止としています。

#### 2 これまでの実績

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
派遣先	シンガポール			オーストラリア			
参加者/応募者（人）	20/68	20/57	20/70	20/53	(20/93)	—	—
決算額（千円）	9,498	7,077	7,368	7,356	—	—	—
備 考	当初 10人の予定を20人に増員			派遣先を変更 新1年生を除外	新型コロナウイルス感染を懸念し、4月末中止決定	新型コロナウイルス感染を懸念し、11月末中止決定	新型コロナウイルス感染を懸念し、1月末中止決定

#### 3 令和5年度の対応について

令和5年度の事業再開に向け、昨年10月には出入国の手続き等が緩和されるなどしてきました。しかしながら、現時点においても新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、以下の理由により来年度（5年度）も実施は難しいと考えています。

- ・ 現地学校との交流やホームステイ等の派遣受け入れ先の確保が難しい。
- ・ 本事業では、触れ合いや会話など積極的コミュニケーションを前提にしている以上感染リスクが高まることは否めない。
- ・ 海外派遣先で感染等が判明した場合の医療対応等に大きな不安がある。

このような状況の中ではありますが、生徒がICTを活用し、教室にいらがらでも教科書に準拠した学習内容を外国人講師と直接やり取りをしながら個に応じた学習ができるオンライン英会話の実施校を順次拡充し、グローバル化に対応した外国語教育や国際理解教育の充実を図っていきます。

報告事項（1）

令和5年1月定例教育委員会	
年月日	令和5年1月31日（火）
担当課	生涯学習・スポーツ課

令和5年鳥取市はたちのつどい実施状況について

1. 日 程 令和5年1月3日（火）14時30分～15時15分
2. 会 場 とりぎん文化会館 梨花ホール
3. 対 象 者 20歳（平成14年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方）で鳥取市出身、鳥取市に在住している方または鳥取市に縁のある方
4. 参加者数 1,195名 \*事前申込者数1,232名（R4.12.28時点）  
参考：令和4年成人式参加者数1,232名

5. 内 容

【式典】

- 市長式辞
- 来賓祝辞（鳥取市議会議長）
- 二十歳の代表あいさつ



【実行委員会イベント】

- 日本舞踊（宮坂流 二十歳の有志）
- ビデオメッセージの上映（保育士、教員、ガイナレ鳥取坂本選手、ロバート秋山）



6. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

- 事前申込制
- 抗原検査キットの配布による事前検査（陰性結果写真を提示）
- マスク着用・検温・消毒
- 時差受付の実施
- その他新型コロナウイルス感染症予防の啓発等  
（ソーシャルディスタンスの呼び掛け、大声等の自粛）